

大阪PCB廃棄物処理事業における受入基準の変更について

大阪 PCB 廃棄物処理事業においては、これまで損傷のないトランス類、コンデンサ類等の PCB 廃棄物を対象に受入・処理しており、大阪市内で保管されている PCB 廃棄物においては、コンデンサ類では約 85%、トランス類では約 63%を受け入れたことになります。

一方、約 30 年間にわたって保管されている PCB 廃棄物の中には、内部の油が漏洩しているトランス類、コンデンサ類もあり、これらの早急な処理が求められていることから、大阪 PCB 廃棄物処理事業においては、今年度から施設改造を行い、平成 23 年上期より、漏洩した PCB 機器についても少しずつ処理を開始したいと考えています。

国においては PCB 廃棄物を安全に収集・運搬するための技術的な基準を定めた「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省）」（以下「ガイドライン」という。）を平成 22 年 6 月に改訂し、漏洩した PCB 廃棄物の収集・運搬について、その取扱の具体的な内容を定めました。

そこで、大阪 PCB 廃棄物処理事業において、現在、ガイドラインに基づき定めている「大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」（以下「受入基準」という。）についてもガイドラインの改訂に沿った変更を行うこととします。

なお、受け入れ基準の変更については、今後、入門許可証を発行している収集・運搬事業者に対して周知し、PCB 廃棄物処理の一層の推進を図ることといたします。

◎ガイドラインの改訂の要点

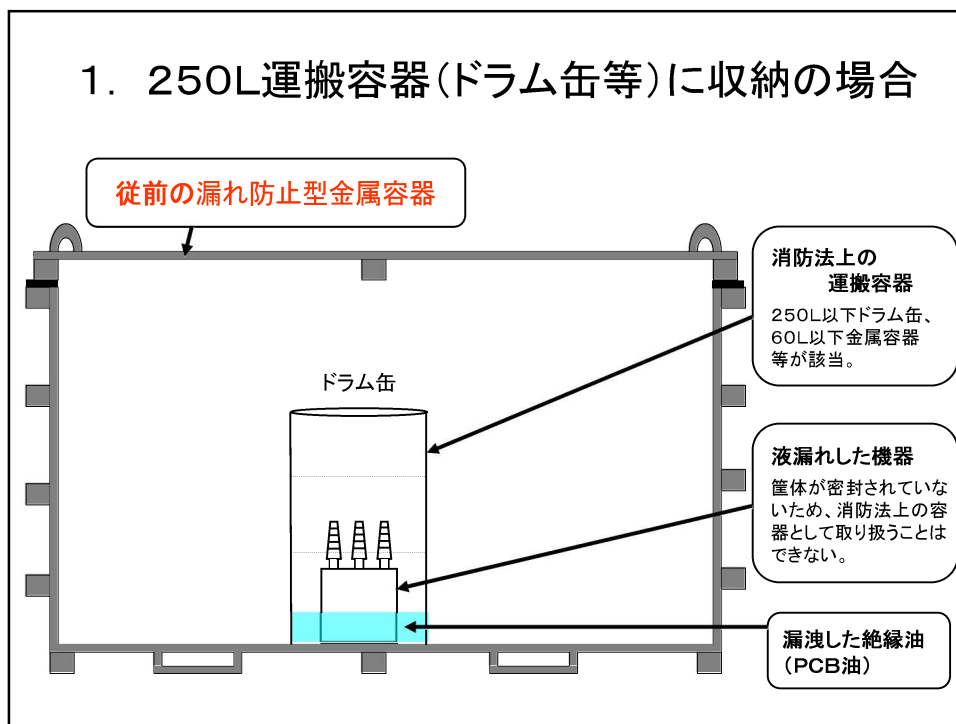
- ・関係法令（国連勧告、船舶危規則、作業環境基準）の改正事項の反映
- ・収集・運搬について、漏洩防止措置及び液抜き・解体に関する解説等の充実
- ・運搬容器について、その基準や試験、選定に関する解説等の充実
- ・その他用語の統一、解説等の充実 等

◎受入基準の主な変更内容

- ①液漏れしている機器については、一定要件を満たしていない場合には、漏れ防止型金属容器では運搬できないこと。
- ②一定要件を満たしていない液漏れしている機器については、消防法令などに従った機能、構造を有する運搬容器（「液漏れ機器用漏れ防止型金属容器」という。）に収納して運搬すること。
- ③液漏れ機器用漏れ防止型金属容器の管理、使用に関する事項を定めたこと 等

液漏れ機器運搬方法の参考例

1. 250L運搬容器(ドラム缶等)に収納の場合



2. 上記以外の場合 (内装容器が消防法の運搬容器でない場合)

